

## ○ 鹿児島工業高等専門学校事務連絡会議規程

### (設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、鹿児島工業高等専門学校事務連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

### (目的)

第2条 会議は、事務部及び技術室内の連絡調整と情報の共有を行うことにより、本校における校務の適正且つ円滑な運営に資することを目的とする。

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 学生課長
- (4) 各課長補佐・室長・専門員
- (5) 技術長（事務部長以外の者を技術室長に充てる場合にあっては、技術室長及び技術長）

### (議事)

第4条 会議は、事務部長が招集しその議長となる。ただし、事務部長が不在のときは、総務課長がその職務を代行する。

### (開催)

第5条 会議は、必要に応じて開催する。

### (会議の事務)

第6条 会議の事務は、総務課で処理する。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校事務連絡会議内規は、廃止する。

3 鹿児島工業高等専門学校部課長・補佐会議内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。